２０１９年

安　全　報　告　書

長崎電気軌道株式会社

電車をご利用のみなさま、地域のみなさまへ

日頃より私どもの事業に対しまして、ご理解とご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

私どもは基本理念である安全三原則、「安全最優先の原則」「法令遵守の原則」「継続的改善の原則」を堅実に履行し、安全で快適な設備の維持更新、乗客サービスのさらなる向上に努め、ご利用の皆さまから信頼される公共交通機関を目指して、全力で取り組んでおります。

また、公共交通機関の使命として、お客様を安全に快適に目的地にお運びすることが社会的責務と考え、経営トップから現業第一線までが安全を最優先する安全意識を徹底し、一体となった安全管理体制のさらなる充実を図りました。

この安全報告書は鉄道事業法に基づき、当社の安全への取り組みや安全管理体制について自ら振り返るとともに、皆さまに広くご理解いただくために公表するものです。

この報告書をご覧になられた皆さまからの声を輸送の安全に役立て、安心、安全な公共交通機関として努力して参ります。

今後とも電車をご利用いただきますよう心よりお願い申し上げます。

長崎電気軌道株式会社

代表取締役社長　　中島　典明

安　全　方　針

安全方針を以下のように定め、安全輸送に努めて参ります。
私どもは安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、私たち一人ひとりが責任と役割を果たし、輸送の安全を確保して参ります。
この安全方針は、私どもが取り組む輸送の安全に関する基本的な考えでございます。

〔安全三原則〕

◆安全最優先の原則

◆法令遵守の原則

◆継続的改善の原則

〔行動規範〕

（１）安全を何より最優先とし、協力一致して安全の確保に万全を尽くすこと。

（２）輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解し、またその遵守に努めること。

（３）安全を確保するために、全社員一丸となって職務を厳正かつ忠実に遂行すること。

（４）事故や災害、その他安全確保に支障を及ぼす事態が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。

（５）安全に関する情報は漏れなく迅速且つ正確に伝え、透明性を確保すること。

（６）常に安全に対して問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

平成３０年度の運転事故等の発生状況

平成３０年度、九州運輸局への届出が必要な運転事故、輸送障害及びインシデントの発生件数は下表のとおりです。

〔事故等の定義〕

①運転事故とは軌道事故等報告規則に定める『車両衝突事故』『車両脱線事故』『車両火災事故』『踏切障害事故』『道路障害事故』『人身障害事故』『物損事故』をいいます。

②輸送障害とは軌道による輸送に障害を生じた事態であって運転事故以外をいい、本線路上において車両の運転の休止、又は３０分以上の遅延が生じたものをいいます。

③インシデントとは運転事故につながる恐れがあると認められる事態をいいます。

(1)　運転事故等発生件数

	車両衝突	車両脱線	道路障害	踏切障害	人身障害	物損事故	輸送障害	インシデント
Ｈ３０年度	１	０	２	１	０	０	１	２

重大事故への対応

〔車両衝突事故〕

発生日時　　平成３０年９月１３日（木）12 時 36 分

発生場所　　新中川町停留場

事故の概況

新大工町停留場から新中川町停留場へ向け先行車両に追従し運行していた。新中川町停留場入場の際、先行車両が客扱い中であったため約 9m手前で一旦停止した。その後、先行車両との距離を縮めるため、再度、進行したところ制動操作が遅れ追突した。

安全への取り組み（再発防止策含む）

① 当該運転士に対し、運転取扱心得及び作業基準における机上教育を実施

② 先行車両に追従する場合であって、先行車両が停止した時は不要な車両間短縮を行わない

③ 車両間短縮時において、先行車両が発車したときは、停留場先頭位置まで進行しないこととする個人教育を実施

安　全　重　点　施　策

安全方針に基づいた具体的取組みとして、平成３０年度は下記４項目について重点的に取組みました。

１．施設の安全強化

巡視作業の充実化を図るため巡視ルートを見直し、また、重大事故における再発防止策を確実に実施しました。更に、施設等の現状と延命措置等を把握するための定期的な添乗・立哨を実施しました。

２．車両故障の削減

増加傾向にある故障箇所については、部品の更新や構造変更を進めるとともに、整備作業の再確認を実施し点検整備の技術指導教育を実施し、作業の均一化・技術力向上を図りました。また車両故障のデータ分析や研修会等による技術力向上を図り故障削減に繋げました。

３．運転事故の削減

下記施策により、運転事故の削減に取り組みました。

① 事故防止強化区間を設定し、防衛運転の意識向上を図りました。

② ドライブレコーダーを活用し、事故発生時・危険箇所・ヒヤリハットの映像を抽出し、分析・研究・教育の実施、並びに情報共有ＰＣへ提供することで、危険予測・防衛運転に対する意識向上を図りました。

③ 事故を起こした運転士に対し、背後要因を含む掘り下げた事故聴取を行い、再発防止並びに安全意識の向上を図りました。

④ 月間強化目標並びに重点項目を運転課内で策定し、休憩所への掲示及び出勤点呼時の音読により、事故削減の意識向上を図りました。

⑤ 運転事故状況ボード（路線図形式）で、事故発生日・場所・事故種別・事故累計件数を掲示し、事故防止の意識向上を図りました。

⑥ 月次の班長報告に加え、班別に年間目標を設定し、ＰＤＣＡサイクルにより月毎の達成度と反省点を踏まえ翌月の取組みを明確にすることにより、年間を通して意識の向上を図りました。

⑦ 法令遵守及び安全意識の向上を目的とし、各種研修を行い運転事故削減に取り組みました。

４．情報共有の推進・検証

トップの方針を末端までより浸透させるため、安全推進委員会での社長挨拶を従業員に発信することにより、毎月トップの考えを共有させることを発信予定です。また、情報発信対象の枠を広げることにより、緊急性の高い情報、情報の周知漏れを防止することができるようになります。さらに、異常時の情報共有や意識統一を図るため、電車事業部３課長と電車事業部長が集結し、連携を図る取組みを実施するようにしました。

輸送の安全確保への取組み

(1)　ソフト面での取組み

①社内に「コンプライアンス委員会」・「安全推進委員会」・「ヒヤリハット改善検討委員会」・「事故防止委員会」の４委員会を設置し、安全管理体制の構築を図っております。

◆コンプライアンス委員会

輸送の安全に関して適正で円滑なコンプライアンス体制を構築するため、社内及び社外の委員で構成された「コンプライアンス委員会」を設置しております。委員会は四半期毎に開催し、運転事故等の報告状況や安全推進委員会の開催状況等についての報告を行い、法令遵守に努めております。

◆安全推進委員会

軌道経営の根幹をなす「安全」を追及し安全輸送の確保を最優先するため、社長をはじめ安全統括管理者、各部管理職を委員とした「安全推進委員会」を毎月実施し、ヒヤリハット改善検討委員会や事故防止委員会から抽出された問題点や解決策について審議し、再発防止に努めております。また、運転部門及び技術部門より現業職員を毎回オブザーバーとして出席させ、安全意識の高揚を図るとともに現業職員と経営トップとが直接対話できる場を提供しています。

◆ヒヤリハット改善検討委員会

ヒヤリハット・改善提案の投函箱及び投函専用の電子メールアドレスを設置し、投函された安全に関する報告及び改善提案意見等の調査、対策を検討し、問題解決に努めております。また、その処置結果は「安全推進委員会」へ報告し、ボトムアップの確立を図っております。

◆事故防止委員会

安全輸送の使命を達成するため、重大な運転事故等が発生した場合、その原因究明、分析を行い、効果的な再発防止対策等を「安全推進委員会」へ報告並びに提言し、輸送の安全確保に努めております。

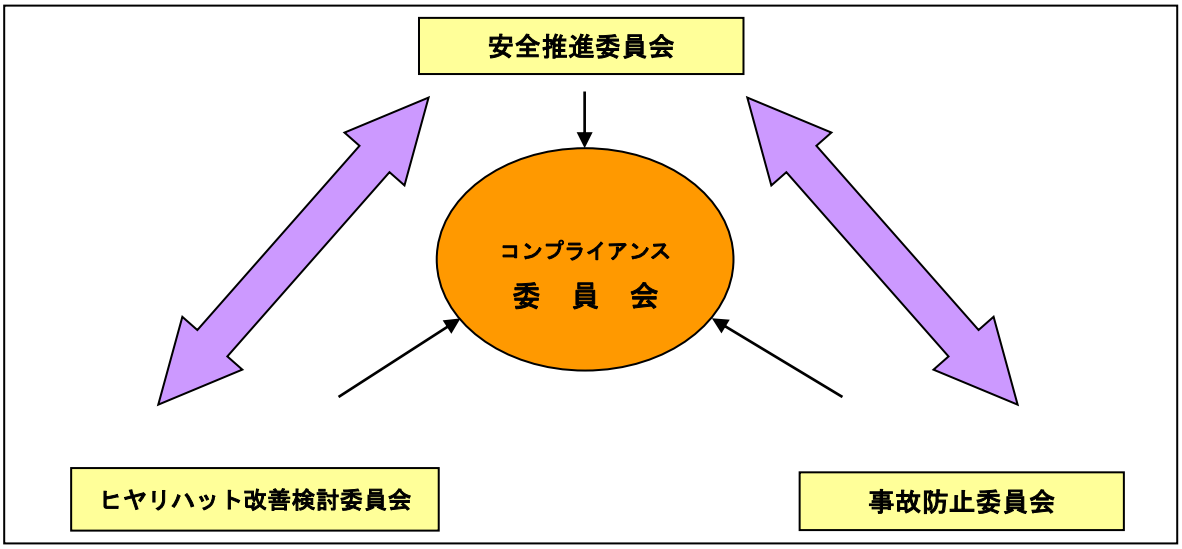

②業務研修会（運転部門・工務部門・車両部門）

安全意識の高揚を図るため、交通安全運動（準備期間含む）や安全総点検期間等に業務研修会を実施しました。研修会では、社長・常務（安全統括管理者）及び管理職による運輸安全マネジメントについての訓示を行うとともに、現場の声に耳を傾け、トップダウン・ボトムアップの確立を図りました。

⑴運転部門（平成３０年７月９日～１１日・１８日～２０日、12月3日～5日・１２日～１４日実施）

⑵工務部門（平成３０年7月4日、１２月１７日、２１日実施）

⑶車両部門（平成３０年7月１２日、１２月２１日、平成３１年3月２９日実施）

（運転部門）

（工務部門）

（車両部門）

③経営トップの社内巡視

安全週間及び年末年始安全総点検に合わせ、社長をはじめ会社幹部による施設の巡視を行い、現場係員との対話も行いながら安全管理状況等の確認を実施しました。

（平成３０年7月2日、１２月１０日実施）

社内巡視の様子

④安全講話

年度初めに各職場において、社長より公共交通機関として安全を最優先とする方針の訓示を行いました。（平成３０年４月３日実施）

安全講話の様子

⑤会社幹部による立哨の強化

交通安全運動期間及び年末年始安全総点検期間に合わせ、社長をはじめとする会社幹部による、主要箇所の立哨強化を図りました。

社長立哨の様子（原爆資料館停留場）

安全統括管理者立哨の様子（市民会館前）

⑥若年運転士業務研修会

知識の向上と異常時における適切な処置が行えるよう、運転経験３年未満の運転士及び車両課員運転免許取得者を対象とした業務研修会を実施しました。

（平成３０年9月１０日・１２日・１４日、平成３１年3月１８日・２０日・２２日実施）

若年運転士研修会の様子

⑦速度感養成研修会

速度感及び距離感の是正並びに法定速度遵守の意識付けを行い、安全な速度と方法について意識の向上を図る研修会を実施しました。

（平成３０年6月４日～22日、平成３０年 10月２２日～１１月１７日実施）

速度感養成研修の様子

⑧個人面談業務研修会

車両衝突事故再発防止を目的として、個人別に運転取扱いに関する教育を実施しました。（平成３０年１０月１日～１２日実施）

個人面談業務研修会の様子

⑨交通安全講話

浦上警察署交通係官を招き、長崎市管内における交通事故発生状況や発生原因等について受講し、交通関係従事者としての自覚の向上を図りました。（平成３０年 12 月 17日実施）

交通安全講話の様子

⑩消火訓練

水消火器を使用した全部門合同の初期消火訓練を実施しました。（平成３０年１２月２１日実施）

消火訓練の様子

⑪合同異常時想定訓練

車両脱線事故を想定し、連絡体制の確認及び事故復旧作業に係る全部門の流れについて訓練を実施しました。（平成３０年１２月２１日実施）

合同異常時想定訓練の様子

⑫運転部門異常時想定訓練

異常時における迅速かつ適切な処置を確認するため運転部門において異常時想定訓練を実施しました。（平成３０年１２月１９日実施）

運転部門異常時想定訓練の様子

⑬協力会社業務研修会

軌道施設関係の協力事業者に軌道法や関係法令を周知するため業務研修会を実施し、安全意識の高揚を図りました。（平成３０年９月７日実施）

協力会社業務研修会の様子

⑭その他

上記のほか、ドライブレコーダーを活用した事故防止研究会による事故の原因究明やヒヤリ・ハット情報の収集による危険予知訓練など各種研修会の素材として「分かり易い安全教育」を行っています。また、乗務員を主体とした安全ミーティングを実施し、自らが考え行動する力を養っています。

事故防止研究会の様子

安全ミーティングの様子

ドライブレコーダー（カメラ）

（確認画面）

(2)　ハード面での取組み

①軌道整備工事を５件実施しました。

- 住吉～赤迫はんな洗車場前間曲線箇所軌道整備工事
- 新大工町電停～新大工町交差点間軌道整備工事（写真Ａ）
- 大橋～平和公園間（下線）軌道整備工事（写真Ｂ）
- 西浜町三方分岐箇所分岐轍叉更新工事
- 古町非常渡り線新設工事

（写真Ａ）

（施工前）

（施工後）

（写真Ｂ）

（施工前）

（施工後）

②連接ブロック更新工事を１件実施しました。

・市民会館前交差点（写真Ｃ）

（写真Ｃ）

（施工前）

（施工後）

③バリアフリー化

・新大工町停留場に横断歩道を併設し、バリアフリー化を１件実施しました。（写真Ｄ）

（写真Ｄ）

④電気工事を４件実施しました。

・長崎駅前、入江町、蛍茶屋電気転轍機更新工事（写真Ｅ）

・長崎駅前～桜町間電車線張替工事

・電車線部分張替工事

・新地町～メディカルセンター間横スパン線張替工事

（写真Ｅ）

（更新前）

（更新後）

⑤その他の重点施策

⑴線路巡視の充実を図るため、月毎に強化テーマを定めました。

平成３０年度各月テーマ

４月 電停・軌道の美化　５月 電停・軌道の美化　６月 電停・軌道の美化
７月 軌道舗装の敷石管理強化　８月 軌道舗装の敷石管理強化
９月 軌道舗装の敷石管理強化　１０月 電停・軌道の美化　１１月 電停・軌道の美化
１２月 軌道工事箇所の点検強化　１月 軌条損傷箇所発見強化
２月 軌条損傷箇所発見強化　３月 電停・軌道の美化

⑵市民会館前交差点での重大事故における再発防止対策として日々の巡視を強化するとともに、該当分岐器及び類似箇所の写真撮影及び詳細部位の測定を毎日行い、敷設当初との摩耗・変形等の比較を実施し再発防止に努めました。

⑶軌道整備工事箇所の着手前には工事通知書を関係部署へ発出し、情報の共有化を図りました。また、日々の線路沿線作業についても事前作業通知を実施しました。

⑥超低床式車両の導入

超低床式車両 5003 号を導入し、バリアフリー対応の保有車両は６両となりました。

LED 式行先表示機で英語・中国語・韓国語も併記しており、聴覚障害者のために扉の開閉前に照明でお知らせします。

⑦踏切事故防止

松山町踏切において道路管理者、警察との道路診断を実施し、以下の対策を講じました。

① 音声付警告回転灯を国道側歩道部に１基増設し、国道側からの進行に対し、電車接近を明確化しました。（写真Ａ）

② カーブミラーを対角線上に設置し、下り電車と国道側からの進行に対し安全確認ができるようにしました。（写真Ｂ）
③ 踏切内再塗色（青枠内緑）（写真Ｃ）
④ 警告回転灯点灯時機を見直し、諸車や歩行者に対し、電車接近の周知を早めました。
（上下線:停止線及びトロコン移設）

（写真Ａ）

（写真Ｂ）

（写真Ｃ）

⑧異常気象時の対応

異常気象時における運行の判断の基準として風速計を設置しており、営業時間外の風速状況の把握、運行管理システムとの連携により風速状況による運行の指示が運転士スマートフォンへ即座に送信されることで輸送の安全の確保が図られております。

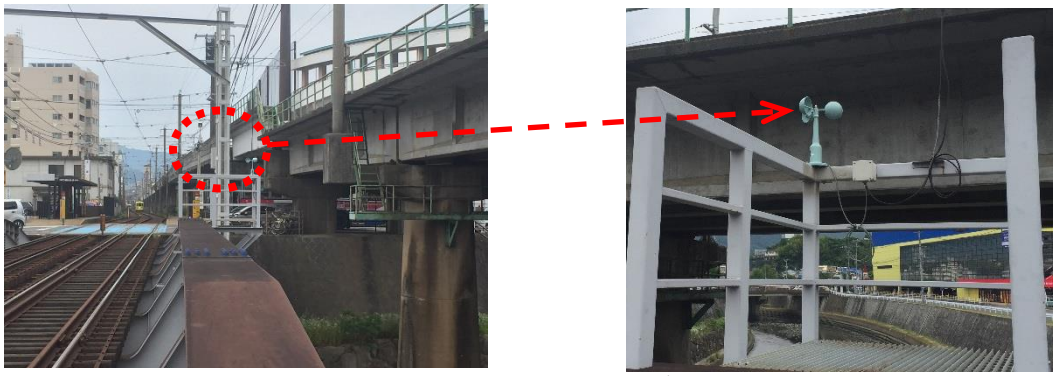

大橋橋梁に設置の風速計

⑨触車事故防止

下大浦橋交差点にて、電車接近時の警告灯が当該交差点歩道部に設置されていますが、電車接近検知から交差点までの距離が短いため、接近予告時間が短く電車通過時の安全性が低下していました。諸車及び歩行者に対し接近予告時間の適切な確保を目的とし、車両検知トロコン

の位置を見直し、電車接近検知から当該交差点に電車が差し掛かる時間を長くしました。また、視認性向上のため、警告回転灯を黄色灯１灯式から赤黄赤の３灯式へ更新しました。

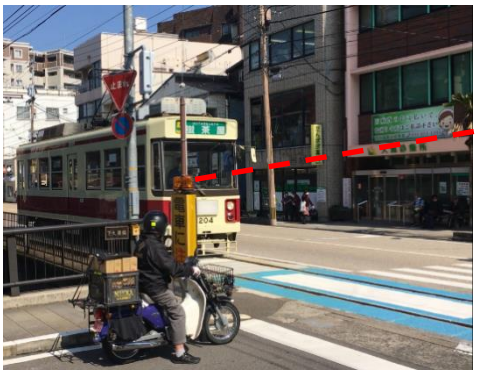

(3)　飲酒運転防止への取組み

運転業務に携わる係員に対し、国の定める基準に従い、乗務前の出勤点呼時にアルコール検査器によるアルコール濃度のチェックを行い、飲酒運転の根絶に努めています。これらの結果は自動的に管理簿に反映されます。

(4)　PDCA サイクル構築への取組み

運輸安全マネジメント研修等を受講した内部監査員により、社長及び安全統括管理者、電車事業部長インタビュー並びに４部門の内部監査を実施しました。

内部監査では、安全重点施策の実施状況や安全管理規程で定めた手順の実施状況等を確認し、改善を行いました。

今後も毎年実施し、継続的な改善に努めます。

お客様との連携・サービス向上

私どもは、お客様の声を運転士の指導に役立てるため、モニター制度を導入し資質の向上を目指しております。また、地域住民・関係者の皆様との各種会議を開催しながら、地域との連携活動を行って参りました。

①社外モニター制の活用

モニター委員よりお寄せいただいた貴重なご意見を活用し、安全運行から接客応対にいたるまで、運転士の資質向上に努めました。

②新入学及び低学年児童への安全啓発活動

安全啓発の一環として、幼稚園や小学校の児童を対象に啓発グッズ「パスケース」（日本民営鉄道協会作成）を路面電車まつりで配布しました。

③超低床車両運行情報等提供サービス「ドコネ」

超低床車両の運行情報を提供し、サービスの向上に努めました。

■サービス内容

・超低床車両の位置をパソコン、携帯電話、スマートフォンから確認できます。
・携帯電話、スマートフォンでは電停周辺のバリア情報（段差等障害物の情報）、観光情報等を知ることができます。
・ご乗車の際に支援を必要とされる方は、携帯電話から乗車意志を運転士に伝えることができます。

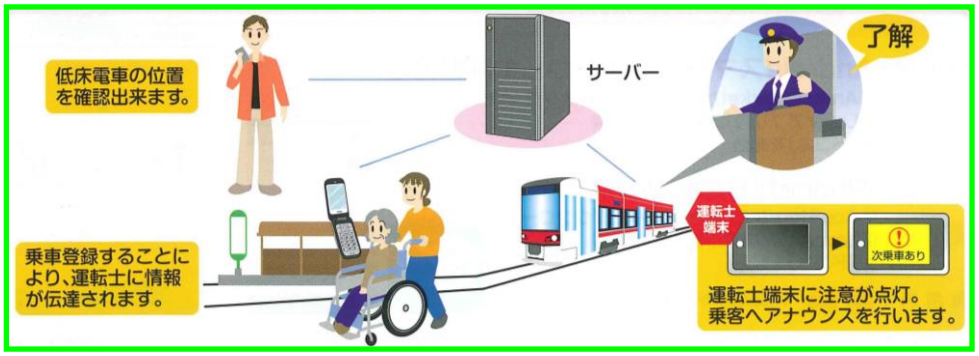

④運行情報の提供

事故、災害等で大幅な遅延が見込まれる場合に、お客様へ運行状況をお知らせし、サービスの向上に努めました。

■サービス内容

・ナビネットメール　メール配信サービス
・のりもの info　九州全般の公共交通機関についての情報提供
・Facebook　公式 Facebook での情報提供
・twitter　運行状況についての情報提供

⑤停留場への運行情報表示器設置

電車接近や遅延、運休などの運行情報を提供して快適にご利用いただき、自然災害など異常時の運行情報をタイムリーに伝達して安心してご利用いただくために、長崎駅前と浦上車庫に運行情報表示機を設置しました。

■サービス内容

（下図①）３停留場前まで接近している電車の系統番号と系統色が表示されます。バリアフリー対応車両の場合は車椅子マーク付きで表示されます。

（下図②）５停留場前までで接近している直近３両の系統と行先、到着までの予定時間が日本語と英語で表示されます。バリアフリー対応車両の場合は車椅子マーク付きで表示されます。

（下図③）運行状況を日本語と英語で表示します。異常時の案内もこちらに表示されます。

⑥路面電車停留場名変更

①沿線の観光施設等を停留場名称とすることで利便性向上を図りました。（松山町、築町他）

②乗り場が分かれている同名停留場を別停留場として混乱を解消しました。（西浜町）

③停留場名と現況との乖離を解消しました。（公会堂前、市民病院前）

④「〇〇前」「〇〇下」を施設名のみにして最寄り施設を明確にしました。（長崎大学前他）

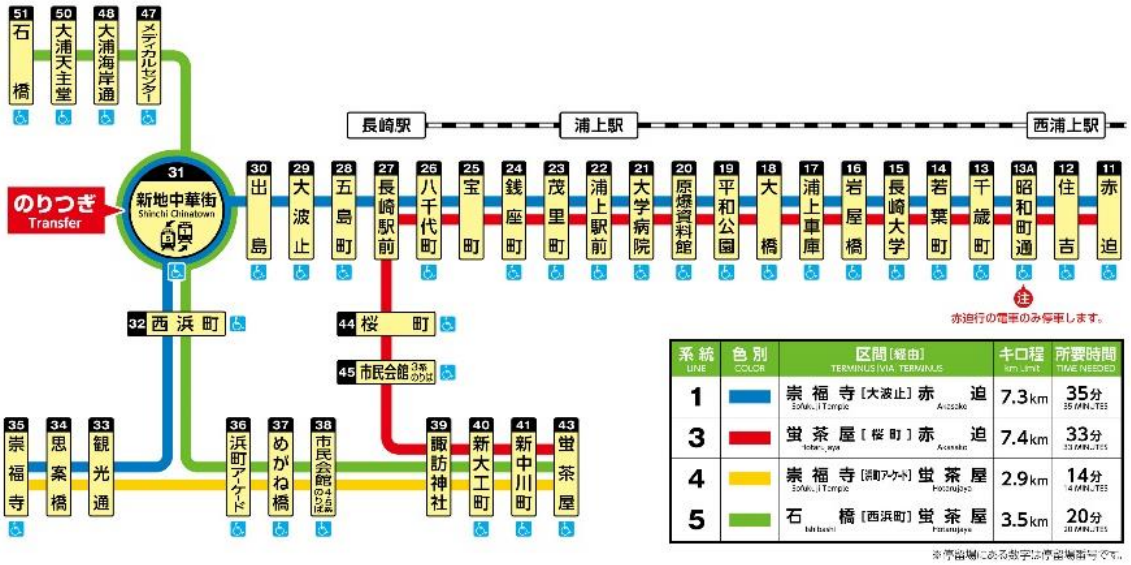

電車をご利用いただきました際のお気付きの点やご意見につきましては、電子メールや電話・お手紙等でいただいております。

こうしたお客様からの声を参考にさせていただき、安全面や経営面に活かしております。

電　話：095-845-4111
メール：honsha@naga-den.com

安 全 管 理 体 制

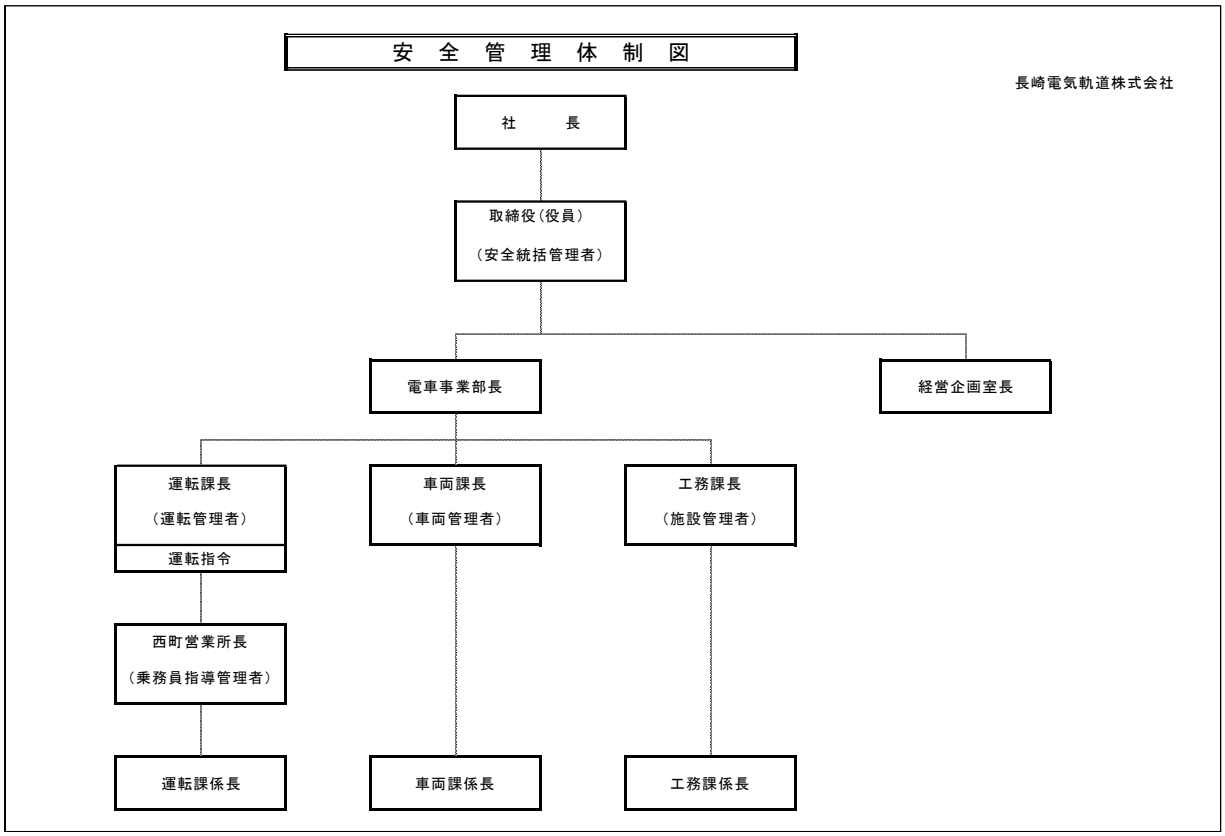

平成３１年３月31 日現在

各 管 理 者 の 役 割

社　　長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する
運 転 管 理 者	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する
車 両 管 理 者	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する
施 設 管 理 者	安全統括管理者の指揮の下、軌道施設に関する事項を統括する
乗務員指導管理者	運転管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する

安全報告書へのお問い合わせ

安全報告書に関するご意見、ご感想はこちらまでお寄せください。

長崎電気軌道株式会社
総務部 総務課
電　話　　０９５－８４５－４１１１
ＦＡＸ　　０９５－８４３－２６０９
電子メールアドレス　honsha@naga-den.com